

【別紙1】

船橋市スポーツ協会 会計書類に関する留意点

1 収支決算書・予算書の作成について【様式1～4】

- (1) 各科目の説明欄については、主なものをいくつか必ず記載してください。
- (2) 科目については、「別紙2 予算科目区分一覧表」を参考にしてください。
- (3) 様式2・4の補助対象経費について、下記2・3の内容を必ずご確認ください。

2 補助対象経費について【様式2・4】

- (1) 補助対象となる科目は要綱で決まっています。要綱にない科目を追加することはできませんので、気を付けてください（食糧費や慶弔費等は補助対象外です）。
- (2) 次の内容を補助対象経費に含めることはできませんので、気を付けてください。
 - ①大会の賞品として、プリペイドカードや商品券
 - ②団体役員報酬（会計や事務担当への手当など） ※イベント役員は補助対象
 - ③役員会でのお茶代等（食糧費となるため）
 - ④研修会等での昼食代や懇親会費（食糧費となるため）
 - ⑤船橋市スポーツ協会への分担金
 - ⑥他団体への寄付金
 - ⑦県民体育大会等の経費として、すでに市からの補助金を受けているもの
 - ⑧ポイント等で支払った分

3 領収書の提出について【様式2に関する領収書】

- (1) 不足が無いよう提出してください。原本を提出してください。
- (2) 領収書は次の点に気を付けてください。
 - ①宛名は団体名（船橋市〇〇協会・連盟）にすること。個人名でないこと。
*レシートは、空いているところに宛名を記載してください。
 - ②支払い内容（但し書、商品名）が記載されていること。
*内容がわかりにくいものは、明細書の添付や余白への記載をお願いします。
 - ③日付が当該年度であること。
- (3) 領収書を貼り付ける際は次のことに気を付けてください。
 - ①複数科目を同じページに貼り付けない。
 - ②1つの領収書が複数科目に該当する場合はコピーして、それぞれに貼り付けること。
 - ③できるだけ日付順にすること。
 - ④一目で確認できるよう、できるだけ重ねたり折ったりせずに貼ること。
*レシートの下部に印字されている不要な情報は切り取って構いません。

※出金伝票は領収書の代わりになりません。必ず領収書を提出してください。

※まれに個人の物と同時に購入した領収書があります。別々に購入してください。

※報償費や旅費（交通費）を現金で個人に支払う場合、領収書を発行することが望ましいですが、受け取りを証明できるもの（該当者名とサイン等）に代えることができます。

なお、プリペイドカード等で支払う場合も同様のものを提出してください。

※旅費（交通費）は、目的や行き先を記載するようにお願いします。

4 会計監査チェックシートについて【様式5】

監査の際に確認する内容になります。各団体で自己チェックしてください。

5 前回の監査を終えて

令和4年度の監査を行った際に指摘された内容は下記のとおりとなります。ご確認ください。

(1) 特に多かった問題点

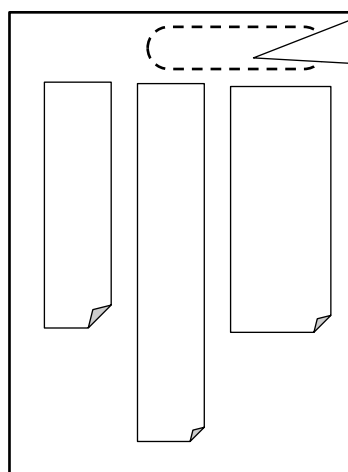
- ・収支決算書や予算書の合計金額等に計算間違いがある。
- ・計上する科目が間違っている。
- ・領収書が不足している、合計金額が合っていない。
- ・領収書に購入したものの内訳が記載されていない。
(交通費であれば利用区間、会議室使用料であれば利用目的などがわかるように)
- ・領収書が重ねて貼ってあり、確認できない(確認しにくい)。
- ・昨年度の領収書を計上している。

(2) 科目について確認

- ①賞品代(トロフィーや参加賞)は「報償費」または「消耗品費」としてください。
- ②インターネット等による購入において、送料は「通信運搬費」に計上することを基本としますが、分けて計上することが難しい場合は商品購入代に含めて構いません。
- ③団体として参加が必要な研修会への参加費は「負担金」で計上してください。
ただし、昼食代や懇親会費は補助対象外です。領収書に飲食代が含まれている場合は、その金額を除いて申告してください。

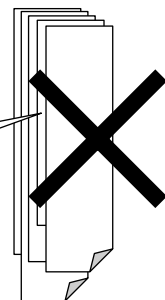
- (3) 決算書の不備または領収書の不足により、確認ができない団体に関しては加盟団体交付金をお渡しすることができませんので、お気をつけてください。

◇領収書の貼り付けイメージ



ページの上部に、科目名や小計(ページ内の合計金額)を記載してください。

領収書は重ねて貼らないようにお願いします。



【別紙2】参考資料

○船橋市スポーツ協会 予算科目区分一覧

収入の部

予算科目	内容
事業活動交付金	船橋市スポーツ協会からの加盟団体交付金
大会参加費	大会や行事での参加費
会費	協会・連盟の会費や登録費
寄付金	法人や個人からの寄付金、大会行事等の協賛金
雑収入	預金利息、その他

支出の部

予算科目	内容	補助対象に関する注意事項
負担金(分担金)	船橋市スポーツ協会への分担金	対象外
* 負担金・交付金	国・関東・県への登録費、研修会等の参加負担金、大会参加費	飲食が含まれている場合はその額を除外すること。研修会等は団体代表として参加する場合のみ対象。
* 報償費	講師等への謝礼、大会の賞品	団体員への謝礼(大会役員、事務職員等)は対象外 賞品としてのプリペイドカード等の金券は対象外
* 旅費	大会や行事、研修等の交通費・宿泊費	
* 消耗品費	単価が3万円未満の物品購入費	
* 備品購入費	単価が3万円以上の物品購入費	
* 印刷製本費	広報誌、チラシ、コピー代、印刷代、写真プリント代等 ※インク代は「消耗品費」で計上できます。	
* 手数料	振込手数料、代引き手数料、筆耕料等	
* 通信運搬費	郵便料金、インターネット利用料、電話・電報代等	
* 保険料	大会や行事等の保険、備品等にかかる損害保険料等	
* 使用料及び賃借料	行事や会議等の会場・施設使用料、器具使用料・レンタル料等	
食糧費	大会や行事等の飲食費、会議時の飲食費等	対象外
慶弔費	見舞金、祝金、香典、餞別等	対象外
渉外費	協賛金、寄付金、祝賀会・賀詞交歓会の会費等	対象外
積立金	特定の目的のために積み立てる経費 (例. 周年事業)	対象外
雑費	上記のいずれにも属さない支出。	対象外
予備費	緊急措置のための経費	対象外

* 要綱に定める補助対象経費

【別紙3】

加盟団体交付金・分担金（令和5年度・令和6年度）

（単位：円）

No.	加盟団体名	交付金	分担金（100円未満切り捨て）
1	野球協会	275,000	33,000
2	相撲連盟	173,000	19,000
3	卓球協会	279,000	33,400
4	柔道連盟	273,000	32,700
5	バレーボール協会	300,000	39,000
6	剣道連盟	300,000	39,000
7	ソフトテニス協会	274,000	32,800
8	陸上競技協会	300,000	39,000
9	水泳協会	228,000	27,300
10	山岳協会	100,000	11,000
11	空手道連盟	219,000	26,200
12	ウェイトリフティング協会	93,000	9,300
13	バスケットボール協会	300,000	39,000
14	馬術協会	131,000	14,400
15	サッカー協会	300,000	39,000
16	スキー協会	117,000	12,800
17	体操協会	100,000	11,000
18	テニス協会	300,000	39,000
19	アマチュアボクシング協会	110,000	12,100
20	ソフトボール協会	274,000	32,800
21	アーチェリー協会	248,000	29,700
22	銃剣道連盟	189,000	20,700
23	クレー射撃協会	180,000	19,800
24	ライフル射撃協会	176,000	19,300
25	弓道協会	247,000	29,600
26	ボウリング協会	215,000	25,800
27	セーリング協会	216,000	25,900
28	バドミントン協会	277,000	33,200
29	なぎなた協会	193,000	21,200
30	アマチュアゴルフ協会	179,000	19,600
31	フェンシング協会	254,000	30,400
32	カヌー協会	105,000	11,500
33	ラグビーフットボール協会	183,000	20,100
34	小中学校体育連盟	-	-
35	高等学校体育連盟	-	-
36	スポーツ少年団	835,000	108,500
37	ゲートボール協会	97,000	9,700
38	少林寺拳法連盟	93,000	9,300
39	合気道連盟	112,000	12,300
40	ダンススポーツ協会	108,000	11,800
41	玄気道連盟	84,000	8,400
42	ペタンク協会	105,000	11,500
43	一輪車協会	100,000	11,000
44	フライングディスク協会	96,000	9,600
45	バウンドテニス協会	95,000	9,500
46	ドッジボール協会	111,000	12,200
47	グラウンドゴルフ協会	104,000	11,400
48	パークゴルフ協会	106,000	11,600
49	インディアカ協会	98,000	9,800
50	ダーツ協会	104,000	11,400
51	日本拳法連盟	77,000	7,700
52	テコンドー協会	80,000	8,000